

## 公益財団法人船橋市生きがい福祉事業団助成交付金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者等に対して臨時的、短期的な就業の機会を確保し、その生きがいの充実及び福祉の増進を図る団体として位置づけられている船橋市生きがい福祉事業団（以下「事業団」という。）に対し、この要綱及び船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年船橋市規則第50号。以下「規則」という。）に基づき事業団の職員の人件費相当分として助成交付金（以下「交付金」という。）を交付することにより、事業団の安定した運営を図ることを目的とする。

### (交付の対象職員、対象経費及び交付金額)

第2条 前条に規定する交付金の対象となる事業団の職員及び経費、並びに交付金額は、次のとおりとする。

対象職員	対象経費	交付金額
副理事長、常務理事	報酬、各種手当、各種社会保険料	補助対象経費の実支出額から国庫補助金を控除した額のうち、予算の範囲内で市長が認めた額。
正職員	給料、各種手当（但し、時間外勤務手当を除く）、各種社会保険料及び退職給付積立金	
特別嘱託職員	給料、各種手当（但し、時間外勤務手当を除く）、各種社会保険料	
嘱託職員	賃金、各種手当（但し、時間外勤務手当を除く）、各種社会保険料	

### (交付申請)

第3条 交付金の申請については、規則第3条の規定により行うものとし、補助金等交付申請書（規則第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長が定める期日までに申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要があると認める書類

### (交付決定の通知)

第4条 市長は、規則第6条の規定により、補助金等交付決定通知書（規則第2号様式）をもって事業団に交付の決定を通知するものとする。

(実績報告)

第5条 事業団は、事業完了後に、規則第12条の規定により、補助事業等実績報告書（規則第5号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に実績報告をしなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) その他市長が必要があると認める書類

(交付額確定の通知)

第6条 市長は、規則第13条の規定により、補助金等確定通知書（規則第6号様式）をもって事業団に交付額の確定を通知するものとする。

(交付の請求)

第7条 事業団は、規則第15条第1項の規定により補助金等の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書（規則第7号様式）に補助金等確定通知書の写しを添えて市長に請求しなければならない。

2 事業団が、交付金の交付について年度内に請求をしようとするときは、前項の規定を準用する。この場合は、前項中「補助金等確定通知書の写し」とあるのは「補助金等交付決定通知書の写し」と読み替えるものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度以降の年度分の事業に係る運営費助成金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。